

## (2) 移動手段の整備

### 基本的方向性

移動支援や同行援護等の障害のある方の移動に関わる人材の育成等、福祉サービスを充実し、障害のある方の社会参加の促進、生活の質の向上を図ります。

交通事業者と連携し、障害のある方が利用しやすい公共交通の整備を推進します。

高齢者や障害のある方などの移動制約者にも利用しやすいよう、移動目的や地形特性を考慮して、既存路線のバス停の増設（徒歩圏内へのバス停設置）を検討します。

移動が困難な障害のある方の生活の手段として、現在実施されている福祉タクシー事業の継続のほか、各種施策の連携による利用環境の充実について検討します。

### 事業計画

#### 移動支援等のサービスの充実

障害者自立支援法にもとづく、移動支援、同行援護やホームヘルプサービスの提供体制を整備し、個別の支援ニーズに的確に対応していきます。また身体障害の方の自動車教習費の助成や、自動車改造費用や燃料費の助成を通じて、社会復帰の促進と福祉の増進を図ります。

#### 移動支援費支給事業（地域生活支援事業の実施）

##### 障害福祉課

##### 事業概要

公的機関や医療機関など社会生活上必要な施設への外出や、余暇活動・社会参加促進のため外出する場合にガイドヘルパーを派遣することで障害者の外出を支援します。

##### 今後の方向・目標

障害児・者のニーズに対応しながら、支援を継続します。

（注）ガイドヘルパー：視覚障害・知的障害のある方等の余暇活動や社会参加などの外出支援を担う方です。

#### 障害者ホームヘルパー養成研修（行動援護、同行援護、移動支援）

##### 障害福祉課

##### 事業概要

地域で開催される下記の養成研修に対し、その経費の一部を補助することにより、障害者（児）等の多様化する需要に適切に対応したホームヘルプサービスを提供する基盤を整備します。

- 1 行動援護従事者養成研修
- 2 同行援護従事者養成研修
- 3 知的障害者移動支援従事者養成研修

##### 今後の方向・目標

継続します。なお、（仮称）福祉人材研修センター（P.00）が設置された際には、事業統合を図ります。

##### （移動支援）

ヘルパーによる支援ができるよう、広く要望に答える支援の確保に努めます。

##### （同行援護）

同行援護従業者としてサービス提供資格要件である「一般課程」と、サービス提供責任者の資格要件である「応用課程」の研修を行います。

#### 自家用車による外出支援（地域生活支援事業の実施）

##### 障害福祉課

##### 事業概要

重度身体障害者が自家用車を取得、運転して外出するために必要な以下の経費を助成し、日常生活の利便と生活圏の拡大を支援します。

- 1 自動車運転教習費の助成（知的障害者を含む）
- 2 自動車改造費の助成
- 3 自動車ガソリン費の助成

##### 今後の方向・目標

続きます。

#### 公共交通機関の利用や福祉タクシー等の充実

福祉タクシーや車いす・ストレッチャーのまま利用できるタクシー等，公共交通機関を利用することが困難なために外出することが難しい障害のある方の外出を支援します。また，公共交通機関の利用が不便な地域の解消と高齢者，障害者等の社会参加の促進のために市内にミニバスを運行しています。

#### 多摩地域福祉有償運送運営協議会への参画

##### 福祉総務課

##### 事業概要

関東運輸支局に登録し，公共交通機関を利用することが困難なために外出することが難しい障害者等を対象に有償で移送サービスを行うNPO法人等の営利を目的としない事業者に対し，適正に事業を実施しているか監理，指導を行うことにより，利用者にとって安心して利用できる交通手段を確保します。

##### 今後の方向・目標

多摩地域福祉有償運送運営協議会において，事業者の事業実施体制がより精査され，市民福祉の向上に資するよう，継続していきます。

#### 福祉タクシー券の交付（福祉タクシー事業の推進）

##### 障害福祉課

##### 事業概要

タクシー券を交付することで，障害のために交通機関での移動が困難な方の負担を軽減します。

##### 今後の方向・目標

利用者の利便性を向上させるために事業者を選定していきます。

#### 車いす福祉タクシー（福祉タクシー事業の推進）

##### 障害福祉課

##### 事業概要

車いす・ストレッチャーのままご利用できるタクシーを市が事業者に委託し，迎車料金・車いす（ストレッチャー）使用料・介護人（1時間まで）等の料金を無料としたうえで，通常的大型タクシー料金と同額で利用できます。

##### 今後の方向・目標

利用者の増加に対応できるように，事業実施体制を検討していきます。

#### ミニバスの運行

##### 交通対策課

##### 事業概要

公共交通不便地域の解消と高齢者等の社会参加の促進を目的に，市内3路線を運行しています。ミニバスは，小型のワンステップバス（リフト機能付き）とノンステップバスが運行しており，乗降時の安全性確保や負担軽減の観点から全ての車両のノンステップバス導入を要請しています。

##### 今後の方向・目標

3路線を継続して運行するとともに，バス事業者にノンステップバスの導入を要請します。